

2024年3月7日
金沢エナジー株式会社

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する ガス料金・電気料金の特別措置の対象期間の拡大について

令和6年能登半島地震により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

当社は、同地震の甚大な被害により、被災地の復旧・復興までに長期間を要することに伴い、多くの方々が今もなお避難生活を余儀なくされている状況を踏まえ、すでに実施しているガス料金ならびに電気料金の特別措置（2024年1月9日および1月26日お知らせ済み）のうち、一部の特別措置について、対象期間を大幅に拡大いたします。

記

1. 対象お客さま（変更なし）

- (1) 当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約があり、石川県金沢市において、家屋損壊等の被害に遭われ、かつ、当社にお申し出があったお客さま
- (2) 災害救助法が適用された石川県、富山県、福井県および新潟県の各市町村において被災され、避難等の理由による転居に伴い、当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約を締結され、当社にお申し出があったお客さま

2. 特別措置の拡大内容

【支払期限日の延長】

ガス料金ならびに電気料金の支払期限日[※]について、対象月分および延長期間を拡大いたします。

- (1) 金沢市内で家屋損壊等の被害に遭われたお客さま

	対象月分	延長期間
現行	2023年11月分～2024年2月分	各月分1カ月間延長
今回拡大	2024年3月分～2024年10月分	各月分1カ月間延長

- (2) 災害救助法が適用された市町村から金沢市内へ避難されたお客さま

	対象月分	延長期間
現行	2024年2月分～2024年5月分	各月分1カ月間延長
今回拡大	2024年6月分～2025年1月分	各月分1カ月間延長

※当社が料金計算を行なった日の翌日から起算して50日目の日

3. お申し込み方法

当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。

なお、すでに特別措置のお申し込みをいただいている場合は、拡大後の特別措置を適用いたしますので、改めてお申し込みいただく必要はございません。

4. お問い合わせ先

金沢エナジー株式会社 コールセンター(ナビダイヤル 0570-001874・受付時間 9～18時)

※ I P 電話・海外からご利用の場合は 076-214-8470 へおかけください

<本件に関するお問い合わせ>

担当：地域エネルギー営業部 営業戦略課

TEL：076-208-3447（代表）

以 上